

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747</a>

文部省

糸原長  
糸原長

アメリカ局長  
参事  
北米才一課

文部省沖繩復帰連絡会  
の開催について

45.5.8  
米北一

5月5日付の沖繩タイムズ及び読売新聞(朝)は本件記事を掲載している(割添あり)

記事の校対参照、文部省沖繩復帰対策連絡室(千葉事務室)に照会して本件

に因る説明次通り。

文部省では5月1日大臣官房総務課に

沖繩復帰対策連絡室と交際し、5月4日沖繩復帰対策省庁連絡会を開催した。

GA-5

外務省

読売の記事は事実であるが、沖繩タイムズの問題は指摘の部分は推測記事である。

なお、5月4日の沖繩復帰対策省庁連絡会での配布資料は別添の通りである。

GA-6

外務省

沖縄復帰対策省内連絡会設置要綱

昭和45年5月1日  
事務次官裁定

(趣 旨)

第1 沖縄の施政権の返還が1972年に実現することとなつたことに伴い、沖縄復帰対策に関し、各局課が所掌する事務についての連絡調整を緊密にするるとともに、その円滑な実施を図るため、沖縄復帰対策省内連絡会(以下「沖縄対策連絡会」という。)を設ける。

(組 織)

第2 沖縄対策連絡会は、官房長が主宰し、次に掲げる者を委員として組織する。

大臣官房 人事課長 総務課長 会計課長  
企画室長 官房長が指名する参事官(以下「沖縄担当参事官」という。)

初等中等教育局 財務課長

大学 学術局 庶務課長  
社会 教育局 社会教育課長  
体 育 局 体育課長  
管 理 局 振興課長  
文 化 庁 庶務課長

第3 官房長が必要に応じて 指名する関係課長は、沖縄対策連絡会の会議に出席し、発言することができる。

第4 沖縄対策連絡会に、別に定める部会を置く。  
部会は、官房長が指名する委員および委員以外の関係課長をもつて組織する。

第5 沖縄対策連絡会における連絡協議の円滑化を図るため、沖縄対策連絡会の下に、沖縄復帰対策事務担当者会(以下「沖縄事務担当者会」という。)を置く。

沖縄事務担当者会は、沖縄担当参事官が主宰し、大臣官房総務課長が指名する関係局課の課長補佐をもつて組織する。

(庶 務)

第6 沖縄対策連絡会および沖縄事務担当者会の庶務は、関係局課の協力を得て、大臣官房総務課沖縄復帰対策連絡室において処理する。

沖縄の復帰対策に係る事務の処理について

昭和45年5月1日

事務次官裁定

1. 沖縄の施政権の返還が1972年に実現することとなつたことに伴い、沖縄復帰対策に関し、各局課が処理する事務について連絡調整するため、大臣官房総務課に沖縄復帰対策連絡室を設ける。
2. 沖縄復帰対策連絡室においては、次の事務を処理する。
  - (1) 本土と沖縄の制度の一体化施策の推進に関する事務について連絡調整すること。
  - (2) 復帰の際における本土法令の適用の準備に関する事務について連絡調整すること。
  - (3) 沖縄における教育・学術および文化の振興に関し、連絡調整すること。
  - (4) 沖縄復帰対策に関し、関係機関と連絡すること。

3. 沖縄復帰対策連絡室の事務は、大臣官房の職員のうち、官房長の指名する者が行ない、官房長が指名する参事官が総括整理する。

中 總 復 帰 対 策 省 内 連 絡 会 の 部 会 に つ い て

中 總 復 帰 対 策 省 内 連 絡 会 に 置 く 部 会 お よ び 構 成 課 は 次 表 の と お り と し て 必 要 に 応 じ 新 た に 部 会 を 設 け、ま た は、構 成 課 を 加 え る こ と が あ る。  
部 会 に は、専 門 的 事 項 に つ い て 分 科 会 を 設 け る こ と が あ る。

部 会 名	審 議 事 項	構 成 課 名
1 公 務 員 部 会	教 員 の 身 分 取 扱 い、給 与 等 に つ い て	人 事 課、財 務 課、 <sup>◎</sup> 地 方 課 庶 務 課、大 学 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課
2 共 済 等 部 会	共 済、恩 給、退 職 手 当、私 学 共 済 に つ い て	人 事 課、財 務 課、地 方 課 <sup>◎</sup> 福 利 課、振 興 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課
3 国 立 大 学 等 部 会	国 立 大 学 等 の 報 じ につ い て	大 学 課、 <sup>◎</sup> 学 生 課、 <sup>◎</sup> 教 職 員 意 義 課 高 等 学 校 教 育 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課
4 琉 球 大 学 部 会	琉 球 大 学 の 報 じ に つ い て	人 事 課、 <sup>◎</sup> 会 計 課、 <sup>◎</sup> 庶 務 課 大 学 課、 <sup>◎</sup> 技 術 教 育 課、 <sup>◎</sup> 教 職 員 意 義 課 大 学 病 院 課、計 画 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課 庶 務 課、大 学 課、 <sup>◎</sup> 技 術 教 育 課
5 私 立 学 校 部 会	私 立 大 学 等 の 報 じ に つ い て	<sup>◎</sup> 振 興 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課
6 特 殊 法 人 部 会	特 殊 法 人 の 報 じ に つ い て	学 生 課、 <sup>◎</sup> 学 校 保 健 課、 <sup>◎</sup> 学 校 給 食 課 振 興 課、 <sup>◎</sup> 福 利 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課 人 事 課
7 行 政 部 会	教 育 委 員 会 制 度、社 会 教 育、 <sup>◎</sup> 体 育、 <sup>◎</sup> 技 術 文 化 振 興、 <sup>◎</sup> 学 校 給 食、 <sup>◎</sup> 教 育 法 人、 <sup>◎</sup> 文 化 財 産 振 興、 <sup>◎</sup> コ ー ス 活 動 に つ い て	地 方 課、 <sup>◎</sup> 社 会 教 育 課、 <sup>◎</sup> 体 育 課 <sup>◎</sup> 総 務 課、 <sup>◎</sup> 庶 務 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課 給 助 課、 <sup>◎</sup> 助 成 課
8 教 育 指 導 部 会	教 育 の 研 究 指 導 等 に つ い て	<sup>◎</sup> 初 等 教 育 課、 <sup>◎</sup> 中 学 校 教 育 課、 <sup>◎</sup> 高 等 学 校 教 育 課 <sup>◎</sup> 職 業 教 育 課、 <sup>◎</sup> 特 殊 教 育 課、 <sup>◎</sup> 社 会 教 育 課 体 育 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課
9 総 括 部 会		人 事 課、 <sup>◎</sup> 総 務 課、 <sup>◎</sup> 会 計 課、 <sup>◎</sup> 財 務 課、 <sup>◎</sup> 庶 務 課 社 会 教 育 課、 <sup>◎</sup> 体 育 課、 <sup>◎</sup> 振 興 課、 <sup>◎</sup> 文 化 振 興 課

(注) ◎印は、幹事課を示す

48 . 5 . 5 読 苑 (朝刊 - 2面)

湖文部省沖繩復  
帰連絡会開く  
神國の祖國復讐してなえ、文部  
省は今年から沖繩復讐連絡会  
を設けることになり、復讐連絡会  
連絡会を設立させたが、四日、連  
絡会の初会を開き、連絡会の中  
に公認部会など九つの専門部会  
を設けることとした。本上と通  
な形の教育委員会制度、教員の任  
命、身分の一体化をはじめ、復讐  
にもなつてある事項は、この  
専門部会で検討しよう。連絡  
会また、回響が沖繩、北方対  
策庁などの折衝である。

# 政治活動を禁止へ

## 復帰時点を教特法を適用

文部省

【東京】文部省は、五月三日閣議で、復帰時点を契機として、政治活動を禁止し、教特法を適用する旨の閣議決定をした。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁するものである。閣議決定の要旨は、復帰時点を契機として、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。

復帰時点で、完全に本土の制度に移りかえらるべき基本だが、其際の滞りたる部分に於ける制度移行の問題を考慮し、復帰時点を契機として、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。

復帰時点を契機として、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。

復帰時点を契機として、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。

復帰時点を契機として、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。この決定は、復帰後、教育界に於ける政治活動を厳禁し、教職員の政治活動を厳禁する。